

税務・財務相談

Q&A

中小企業経営力強化支援法 について

小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所
税理士



10月号では、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援についてご紹介させていただきました。今月号では、中小企業経営力強化支援法による中小企業支援策をご紹介させていただきます。

〔質問〕

中小企業経営力強化支援法による中小企業支援策とはどのようなものですか。

〔回答〕

1. 法律の背景と目的

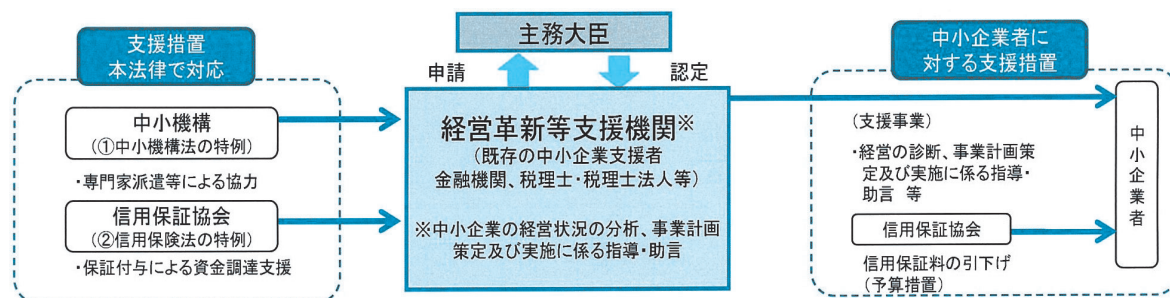
中小企業の経営課題は、多様化・複雑化しています。そのため、財務及び会計等の専門的知識を有する者（既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等）による支援事業を通じ、

課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い、中小企業の経営力を強化することが急務となっています。

また、内需が減退する中、中小企業が海外展開を行うに当たって、中小企業の海外子会社の資金調達が困難など、資金面での問題が生じています。このため、中小企業が海外で事業活動を行う際の資金調達を円滑化するための措置を講ずることが急務となっています。

中小企業経営力強化支援法





中小企業に対して「チーム」として専門性の高い支援を行うための体制を整備する。

支援事業のスキーム

2. 法律の概要

① 支援事業の担い手の多様化・活性化に関する支援措置

既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現します。また、中小機構の専門家派遣等による協力や信用保証の付与による資金調達支援を通じ、支援事業を支援します。これらにより、中小企業は質の高い事業計画を策定することが可能となり、経営力の強化が図られます。

② 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置

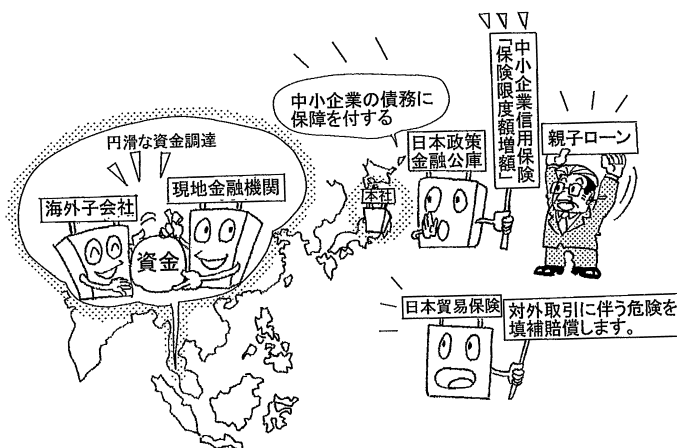
中小企業新事業活動促進法等に基づく承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業者に対し、以下の措置を講じます。日本政策金融

公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の外国関係法人の海外現地金融機関からの資金調達を支援します。中小企業信用保証の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じた海外展開を支援します。

3. 法律についてのFAQ（よくある質問）

Q1. 経営革新等支援機関の認定制度の趣旨は何か。

A1. 中小企業を巡る経済環境が大きく変化する中、新たな事業活動を行う際に直面する経営課題は、一層多様化・複雑化しており、これらの経営課題に対応するには、中小企業の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定支援・実



行支援を行うための支援体制の整備が重要です。今回の認定制度では、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を、国が認定することで、支援の担い手を多様化・活性化するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの専門家を派遣し、中小企業に対してチームとして専門性の高い支援を行うための支援体制を整備することとしています。中小企業が持つ潜在力・底力を最大限引き出し、経営力の強化を図っていきます。

Q 2. 経営革新等支援機関は、どのような者を想定しているのか。

A 2. 今回の経営革新等支援機関の範囲は、法律上、特段の限定はかけていませんが、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベルの者を想定しています。具体的には、既存の中小企業支援者（商工会、商工会議所、中小企業診断士等）に加えて、税理士、公認会計士、弁護士等といった土業

関係者、金融機関、NPO法人等を国が経営革新等支援機関として認定を行うことを想定しています。

Q 3. 経営革新等支援機関を、どの程度認定するのか。

A 3. 経営革新等支援機関の認定については、中小企業の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定支援・実行支援を行うため、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者による専門性の高い支援を行うための支援体制を整備する観点から、全国において、数千件程度を認定することを想定しています。

Q 4. 本認定制度で認定を受けると、どのような支援措置が享受できるのか。

A 4. 経営革新等支援機関に対する支援措置として、経営革新等支援業務を補完する観点から、認定経営革新等支援機関の依頼に応じ、技術、



知財管理、海外展開等をはじめ、様々な分野の専門家を中小機構から派遣いたします。また、中小企業の振興を図る事業を行う一般社団法人、一般財団法人及びNPO法人については、担保力・信用力等の運営基盤の脆弱性等を理由に、金融機関からの資金調達が困難な場合が想定されるため、中小企業信用保険法の特例措置を講じ、資金調達の円滑化を支援いたします。

Q 5. 経営革新等支援機関になることによる具体的な効果は何か。

A 5. 経営革新等支援機関になることによる具体的な効果として、技術、知財管理などの高度な経営課題について、中小機構に登録されている様々な分野の専門家の派遣を受けることができます。また、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が認定し、経営革新等支援機関を公的なものとして位置付けることで、中小企業が安心して経営相談等を受けられるようになることを期待しています。

Q 6. 経営革新等支援業務とは何か。

A 6. 新促法第17条第2項に規定されておりますが、「経営革新又は異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析」、「経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言」をいいます。

※「経営革新」とは、事業者が新事業活動を

行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること（新促法第2条第6項）。

※「異分野連携新事業分野開拓」とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう）を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ること（新促法第2条第7項）。

Q 7. 認定経営革新等支援機関に支援を申し込めば、どのような中小企業であっても、同様の支援を受けることができるのか。

A 7. 認定経営革新等支援機関は、個々の中小企業の状況（規模、業況、保有する経営資源、外部環境の見通し、関係者の協力姿勢、それまでの取引関係等）、経営者の資質・意欲に応じて、支援の具体的な内容を検討することになります。そのため、認定経営革新等支援機関による個々の中小企業への対応は、一律・画一的なものとはなりません。

中小企業の経営を応援する最新の支援策として中小企業経営力強化支援法をご紹介します。事業の繁栄のためにぜひご活用ください。

